

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 187 号（諮問第 194 号）

件名：10 回以上回答した文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 5 月 22 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 4 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 31 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 11 月 2 日

5 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、弁明書（以下「別件弁明書」という。）で「質問書の各項目に対して、10 回以上回答を繰り返している」と主張しているのに、該当文書が一つもないのは不合理であると主張している。

処分庁によれば、別件弁明書で質問書の各項目に対して、10 回以上回答を繰り返

返している」と記載されている部分は、審査請求人が令和2年2月17日付けで作成した審査請求書（以下「別件審査請求書」という。）から、審査請求の理由として記載された部分を引用したに過ぎないとのことである。

イ 当審議会において別件審査請求書及び別件弁明書を確認したところ、審査請求人が作成した別件審査請求書において、質問書の各項目に対し、10回以上回答を繰り返したので、もう回答しないと稲沢警察署が主張している旨が記載されており、別件弁明書では審査請求人の主張としてその部分が引用されているに過ぎないことが認められた。また、処分庁によれば、稲沢警察署の警察職員がこのような発言をした事実はないとのことである。

ウ これらのことからすれば、本件開示請求の対象となる保有個人情報を有していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

弁明書（令和2年4月15日付、愛知県警察本部長名）において「稲沢署は質問書の各項目に対して、10回以上回答を繰り返した旨主張している」「しかしながら、そもそも審査請求においては、新たな開示を求めることはできず」と記載されています。そこで10回以上回答した文書の開示を求めます。

請求日現在稲沢署で保管のもの